

令和6年度 介護保険料のお知らせ



介護保険料は3年を1期とする介護保険事業計画にて決定します。

令和6年度より第9期介護保険事業計画期間となります。

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料額について所得段階区分、保険料負担割合等の見直しが行われ、第9期では以下の通り13の所得段階区分により設定します。

なお、第1号被保険者(65歳以上の方)の第9期の保険料の年額基準額は、月額6,300円となり、保険料の基準額が引き上げられました。

詳しくは伊仙町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画【概要版】もしくは伊仙町ホームページをご確認ください。



所得段階	対象者	月額保険料	令和6年度～ 令和8年度年間保険料
第1段階	○生活保護を受けている ○世帯全員が住民税非課税 ○前年の本人年金収入額等が80万円以下	約1,792円	21,500円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税 ○前年の本人年金収入額等が80万円超120万円以下の人	3,050円	36,600円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税 ○前年の本人年金収入額等が120万円超の人	約4,308円	51,700円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税 ○前年の本人年金収入額等80万円以下の人	約5,667円	68,000円
第5段階 (基準額)	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税 ○本人年金収入等80万円以上の人 ○第4段階以外の人	6,300円	75,600円
第6段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が120万円未満の人	約7,558円	90,700円
第7段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	約8,183円	98,200円
第8段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が210万円以320万円未満の人	9,450円	113,400円
第9段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が320万円以420万円未満の人	約10,708円	128,500円
第10段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が420万円以520万円未満の人	約11,967円	143,600円
第11段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が520万円以620万円未満の人	約13,225円	158,700円
第12段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が620万円以720万円未満の人	約14,483円	173,800円
第13段階	○本人が住民税課税 ○前年の合計所得金額が720万円以上の人	約15,117円	181,400円



【介護保険料に関する問い合わせ先】

伊仙町役場 地域福祉課 介護保険係 ☎ 0997 - 86 - 3115

